

定 款



(沿革)

大正10年 1 月14日	制定	昭和19年 5 月26日	変更	昭和39年11月30日	変更	平成10年 6 月26日	変更
同 年12月26日	変更	同 年11月25日	〃	同43年11月30日	〃	同13年 6 月28日	〃
同14年12月22日	〃	同20年 9 月22日	〃	同44年11月29日	〃	同14年 6 月27日	〃
昭和 6 年12月24日	〃	同 年11月30日	〃	同47年11月30日	〃	同15年 6 月27日	〃
同10年12月26日	〃	同21年 5 月27日	〃	同50年 5 月30日	〃	同16年 6 月29日	〃
同12年 1 月20日	〃	同22年 4 月 8 日	〃	同52年 6 月29日	〃	同18年 6 月29日	〃
同 年 5 月25日	〃	同23年 7 月29日	〃	同55年 6 月27日	〃	同21年 6 月26日	〃
同15年 5 月17日	〃	同24年 9 月12日	〃	同57年 6 月29日	〃	同27年 6 月26日	〃
同 年10月25日	〃	同26年11月30日	〃	同60年 6 月28日	〃	同28年10月 1 日	〃
同16年11月25日	〃	同30年11月30日	〃	同63年 6 月29日	〃	令和 4 年 6 月29日	〃
同17年11月26日	〃	同31年11月28日	〃	平成 2 年 6 月28日	〃	同 6 年 6 月25日	〃
同18年 5 月26日	〃	同32年11月29日	〃	同 3 年 6 月27日	〃	同 7 年 6 月24日	〃
同18年 8 月20日	〃	同35年11月29日	〃	同 6 年 6 月29日	〃		
同18年11月25日	〃	同38年 5 月30日	〃	同 9 年 6 月27日	〃		

定 款

(令和7年6月24日現在)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、三菱電機株式会社と称し、英文では、Mitsubishi Electric Corporation と表示する。

(機関)

第2条 当社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役及び会計監査人を置く。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(目的)

第4条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種電気機械器具、電子応用機械器具、産業機械器具、情報処理機械器具、家庭用電気機械器具、照明機械器具、車両機械器具、船舶機械器具、航空機機械器具、誘導ロケット、人工衛星、通信機械器具、工作機械器具、理化学機械器具、光学機械器具、原子力機械器具、瓦斯器具、ビル・住宅関連製品、半導体素子、集積回路その他一般機械器具及び部品の製造並びに販売
- (2) 計量器の製造及び販売
- (3) 合金、電線、電気材料、磁性材料、ゴム製品、各種合成樹脂製品及び木工品の製造並びに販売
- (4) 高圧瓦斯及びその容器の製造並びに販売
- (5) 電気及び熱の供給業
- (6) 建設業及び建築設計業
- (7) 電気通信業、情報処理業及び放送業
- (8) 医療機械器具の製造、販売及び輸入販売業
- (9) 前各号に関連するソフトウェアの作成・販売及びエンジニアリング業
- (10) 前各号に関連する一切の事業

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、代表執行役が定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、代表執行役が定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

2 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

(議長)

第 13 条 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の者が議長となる。

(基準日)

第 14 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役、取締役会及び委員会

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会長)

第 20 条 取締役会の決議によって、取締役会長を置くことができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2 前項の取締役に欠員又は差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の者が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間において、会社法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(委員会の委員)

第 25 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

第 5 章 執行役

(執行役の選任)

第 26 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 27 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の末日までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 28 条 取締役会の決議によって、代表執行役を選定する。

2 取締役会の決議によって、執行役会長(第 20 条に定める取締役会長を置く場合は除く)、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、上席常務執行役、常務執行役を置くことができる。

(執行役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項に定める責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当社は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 33 条 配当財産が金銭である場合(以下「配当金」という。)は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息をつけない。

以上